

上山市議会会議録

第503回臨時会
(令和2年7月8日)

令和2年7月8日（水曜日） 午前10時 開会

議事日程第1号

令和2年7月8日（水曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期決定
日程第 4 議第47号 令和2年度上山市一般会計補正予算（第7号）
日程第 5 議第48号 上山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(閉 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出席議員氏名

出席議員（15人）

1番	谷 江 正 照	議員	2番	石 山 正 明	議員
3番	佐 藤 光 義	議員	4番	守 岡 等	議員
5番	高 橋 要 市	議員	6番	棚 井 裕 一	議員
7番	尾 形 みち子	議員	8番	長 澤 長右衛門	議員
9番	川 口 豊	議員	10番	中 川 とみ子	議員
11番	神 保 光 一	議員	12番	枝 松 直 樹	議員
13番	川 崎 朋 巳	議員	14番	高 橋 義 明	議員
15番	大 沢 芳 朋	議員			

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

横 戸 長 兵 衛 市 長	山 本 幸 靖 副 市 長
尾 形 俊 幸 庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事務局 長	富 士 英 樹 市 政 戦 略 課 長
平 吹 義 浩 財 政 課 長	前 田 豊 孝 税 務 課 長
木 村 昌 光 市 民 生 活 課 長	鈴 木 直 美 健 康 推 進 課 長
鏡 裕 一 福 祉 課 長	齋 藤 智 子 子 ども 子 育 て 課 長
鈴木 英 夫 商 工 課 長	佐 藤 毅 観 光 課 長
漆 山 徹 農 林 夢 づ くり 課 長 (併)農業委員会 事務局 長	須 貝 信 亮 建 設 課 長
秋 葉 和 浩 上 下 水 道 課 長	武 田 浩 会 計 管 理 者 (兼)会計課 長
佐 藤 浩 章 消 防 長	古 山 茂 満 教 育 委 員 会 長
土 屋 光 博 教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長	遠 藤 靖 教 育 委 員 会 長
大 澤 泰 雄 教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長	高 橋 秀 典 教 育 委 員 会 長
板 垣 郁 子 選 挙 管 理 委 員 会 長	花 谷 和 男 農 業 委 員 会 長
大 和 啓 監 査 委 員	舟 越 信 弘 監 事 査 務 委 員 長

事務局職員出席者

金 沢 直 之 事 務 局 長	鈴 木 淳 一 副 主 幹
渡 邊 高 範 主 査	齋 藤 理 恵 主 任

開 会

○大沢芳朋議長 去る7月1日告示になりました第503回臨時会をただいまから開会いたします。

開 議

○大沢芳朋議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付いたしております

す議事日程第1号によって進めます。

初めに、今期臨時会の運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長川崎朋巳議員。

〔川崎朋巳議会運営委員長 登壇〕

○川崎朋巳議会運営委員長 おはようございます。

去る7月6日、議会運営委員会を開き、今期臨時会の日程について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、会期であります。提出議案等を勘案した結果、本日1日とすることにいたしました。

次に、議事日程第1号について申し上げます。

提出されております議案は予算議案1件、条例議案1件であります。それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することにいたしました。

なお、会期日程及び議事日程の詳細は、各位のお手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

日程第1 諸般の報告

○大沢芳朋議長 日程第1、諸般の報告であります。事務局より報告いたします。

事務局長。

〔金沢直之事務局長 登壇〕

○金沢直之事務局長 諸般の報告を申し上げます。

第1、招集告示について

去る7月1日、上山市告示第175号によって、令和2年7月8日、上山市議会第503回

臨時会を招集する旨、告示されました。

第2、出席要求について

令和2年7月1日、議第147号をもって地方自治法第121条の規定により、市長ほか各関係機関に第503回臨時会に出席するよう要求いたしました。

これに対し、各関係機関より回報を受理しております。

第3、会議出欠議員数について

議 員 定 数 15人

現在出席議員数 15人

以上で報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大沢芳朋議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において

1番 谷 江 正 照 議員

11番 神 保 光 一 議員

13番 川 崎 朋 巳 議員

を指名いたします。

日程第3 会期決定

○大沢芳朋議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~  
**日程第4 議第47号 令和2年度  
上山市一般会計補正予算  
(第7号)**

○大沢芳朋議長 日程第4、議第47号令和2年度上山市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

[横戸長兵衛市長 登壇]

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第47号令和2年度上山市一般会計補正予算(第7号)についてであります。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、市内製造業等に対する本市独自の支援や、県との連携による新しい生活様式に対応した設備等の導入支援など、早急に予算措置を必要とする事業について計上するもので、歳入歳出それぞれ2億1,350万円を追加し、予算の総額を178億5,850万円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主なものにつきましては、3款民生費では、国の制度によるひとり親世帯臨時特別給付金などを計上するものであります。

6款農林水産業費では、サクランボの平均販売価格が低落した場合に、市内農業者の経営安定化に向けて支援するものであります。

7款商工費では、売上げが減少した市内製造業等に対する本市独自の支援により経営の持続

化を図るほか、新しい生活様式に対応するための設備等を導入した市内事業者に対し、県と連携して支援するものであります。また、観光による地域経済の活性化を図るため、上山市観光物産協会が実施する連泊型宿泊プランの造成等に対し支援するものであります。

10款教育費では、小中学校の再開に伴う感染症対策や児童生徒の学習支援に要する経費を計上するものであります。

なお、詳細につきましては財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○大沢芳朋議長 財政課長。

[平吹義浩財政課長 登壇]

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第47号令和2年度上山市一般会計補正予算(第7号)につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度上山市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億5,850万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

それでは、歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2ページ、3ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正について、最初に、歳入から申し上げます。

15款国庫支出金は、2,747万5,000円を増額し、補正後の額を46億5,754万8,000円とするものでありますが、2項国庫補助金の増によるものであります。

16款県支出金は、5,260万9,000円を増額し、補正後の額を9億9,243万4,000円とするものでありますが、2項県補助金の増によるものであります。

20款繰越金は、1億3,341万6,000円を増額し、補正後の額を3億5,641万6,000円とするものであります。

以上の結果、歳入合計では2億1,350万円を増額し、補正後の歳入合計を178億5,850万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、3ページを御覧ください。

3款民生費は、2,263万9,000円を増額し、補正後の額を46億7,671万6,000円とするものでありますが、2項児童福祉費で2,216万6,000円、3項生活保護費で47万3,000円の増によるものであります。

6款農林水産業費は、1,494万1,000円を増額し、補正後の額を5億4,057万4,000円とするものでありますが、1項農業費の増によるものであります。

7款商工費は、1億6,542万円を増額し、補正後の額を17億3,822万3,000円とするものであります。

10款教育費は、1,050万円を増額し、補正後の額を16億8,861万6,000円とするものでありますが、1項教育総務費で50万円、2項小学校費で650万円、3項中学校費で350万円の増によるものであります。

以上の結果、歳出合計では2億1,350万

円を増額し、補正後の歳出合計を178億5,850万円とするものであります。

次に、事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳出から御説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、2,216万6,000円の増であります。新型コロナウイルス感染症対策費（子育て世帯支援）で、国のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業により、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等に対して、1世帯当たり5万円に第2子以降1人につき3万円を加算し、また、家計が急変している世帯には5万円を追加して給付するものであります。

3項生活保護費1目生活保護総務費は、47万3,000円の増であります。新型コロナウイルス感染症対策費（生活支援）で、県と連携し生活困窮者に対する食の支援事業として、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金の特例貸付を受けた世帯を対象に、県産米を支給するものであります。

5款1項労働費1目労働諸費は、補正額はなく、財源更正を内容とするものであります。新型コロナウイルス感染症対策費（雇用維持）で、現在、県と本市の連携による国の雇用調整助成金への上乗せ助成及び市単独での社会保険労務士に申請業務を依頼した場合の費用に対する助成を行っておりますが、このうち社会保険労務士に支払う費用の助成について、県の補助金を活用することにより、上限額を5万円から40万円に引き上げるものであります。これに伴う歳出予算につきましては、既決予算の範囲で対応するものとし、対応する新たな財源として県支出金900万円を計上し、一般財源を減額す

るものであります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、1,494万1,000円の増であります。新型コロナウイルス感染症対策費（経営維持）で、さくらんぼ緊急価格安定対策事業として、令和2年のサクランボの平均販売価格が過去6年の平均価格の9割を下回った場合に、公益財団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会が交付する補給金に、県と本市が連携して上乗せ補助を行うものであります。

7款1項商工費2目商工業振興費は、1億5,342万円の増であります。新型コロナウイルス感染症対策費（経営維持）では、2つの支援事業を行うものであります。

1つは、本市独自に製造業等持続化支援金として、製造業、道路貨物運送業、倉庫業及び卸売業に対して、雇用保険適用従業員数に応じて、市内に本社を有する企業には100万円を、市外本社で事業所を市内に有する企業には50万円をそれぞれ上限とする支援を行い、2つは、県と本市が連携して、県外からの移住により個人事業主の事業を継続した者に50万円、吸収・合併等をした法人で吸収・合併等後も従業員数を維持する者に100万円を支給するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症対策費（新生活様式対応）では、2つの支援事業を行うものであります。

1つは、県と本市が連携し、新・生活様式対応支援補助金として、感染症拡大防止対策を進める飲食業、宿泊業、旅行業、小売業、生活関連サービス業及び道路旅客運送業の事業者によるアクリル板の設置やマスク・消毒液の購入費等に対して、20万円を上限に助成するもの、2つは、市内企業の在宅勤務やオンライン商談

会等を可能にするテレワーク環境の整備等の実施に、県と本市が連携して、オンライン化促進支援補助金として100万円を上限に助成するものであります。

4目観光物産費は、1,200万円の増であります。新型コロナウイルス感染症対策費（消費喚起）で、一般社団法人上市市観光物産協会が行う、本市ならではの体験メニューをセットにした2泊以上の連泊型の観光プランの造成・販売等に対して補助金を交付するものであります。

10款教育費であります。このたびの補正は、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用した事業であります。

1項教育総務費2目教育指導費は、50万円の増であります。新型コロナウイルス感染症対策費（感染防止対策）で、小中学校における感染症対策等支援事業として消毒液等を購入するものであります。

2項小学校費は650万円の増、3項中学校費は350万円の増であります。いずれも新型コロナウイルス感染症対策費（学習支援）で、3密対策として空き教室等を活用した授業の実施に必要な移動式黒板等の備品及び非接触型体温計を学級単位で備えるものであります。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げます。前に戻りまして、8ページ、9ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、2,216万6,000円の増であります。ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の国庫補助金である母子家庭等対策総合支援事業費補助金を計上するものであります。

6目教育費国庫補助金は、530万9,000円の増であります。歳出で小学校費、中学

校費及び教育総務費で御説明した新型コロナウイルス感染症対策費の財源である学校保健特別対策事業費補助金を計上するものであります。

16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金は、18万9,000円の増であります。生活福祉資金の特例貸付を受けた世帯を対象に県産米を支給する事業の県補助金である生活困窮者等「食」の支援事業費補助金を計上するものであります。

7目商工費県補助金は、4,342万円の増であります。テレワーク環境整備、事業承継者による雇用の維持、飲食業等での感染防止対策への助成事業に対する県補助金であるオンライン化促進支援補助金、事業承継・雇用継続奨励補助金及び新・生活様式対応支援補助金を計上するものであります。

8目労働費県補助金は、900万円の増であります。社会保険労務士による申請書類作成への助成に対する県補助金である雇用調整助成金申請代行補助金を計上するものであります。

20款繰越金1項1目繰越金は、1億3,341万6,000円の増であります。前年度繰越金を増額するものであります。

なお、このたびの新型コロナウイルス感染症対策費の財源につきましては、地方創生臨時交付金の第2次交付が予定されておりますので、財源としての整理がついた段階で、改めて歳入の補正を行う予定であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

**○大沢芳朋議長** 2番石山正明議員。

**○2番 石山正明議員** この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第47号議案につきましては、会議規則第37条第3項の

規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** ただいま2番石山正明議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第47号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を一括して行います。質疑、発言を許します。守岡等議員。

**○4番 守岡 等議員** 第3款の民生費、生活保護費についてお尋ねします。

今、コロナ禍で収入が激減しまして、その日の食いぶちにも困っているという人がたくさんいらっしゃるようです。そうした中で、この住民同士が助け合って食料を譲り合ったりしてこの難をしのいでいるというこういう話も聞いています。こうした中、今回示された生活困窮者に対する食の支援は大変ありがたいものだと思います。

今回のこのコロナ禍による困窮で最も底辺を支えてくれたのがこの社会福祉協議会の生活福祉資金の特例貸付で、本市でも13件ほど利用者がいたということで、この方たちが今回の食の支援の対象になるかと思えます。

この生活保護についてお尋ねしたいんですけど



れども、いよいよ最も基本となるセーフティネットということで、厚生労働省の発表では、この間25%、生活保護を申請する人が増えているというような報道もありました。まず、本市のその生活保護の申請状況はいかがなものでしょうか、お尋ねします。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 新型コロナウイルス感染症に関わる生活保護の相談状況でありますけれども、3月以降少々増えてはおりますけれども、例年並みの申請相談件数であります。今後、収入等がさらに減った場合、相談等が増えるものと思っておりますので、十分に丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 もう少し増えてもいいのではないかと私は思うんですけれども、やはり今回コロナ危機の後、厚生労働省、国のほうで通達を出しまして、これまで以上に生活保護の申請しやすい環境づくり、そして水際作戦というものがなくきちんと対応を図るよというということで、その辺は守られているかと思うんですけれども、今回特徴的だったのが、この自動車の保有についても、求職活動においてはそれを認めるというような注目すべき内容も含んでいますので、恐らくこれまで生活保護を申請したことがある方で、自動車を保有していることで生活保護の申請ができなかったという人は結構いると思うんですけれども、その辺の状況がやはり分かっていない人が結構多いのではないかとということで、その辺をもう少し周知する必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 生活保護適用における自

動車の保有については、自動車を保有することによって生活保護の申請をできないということは、もう長らくしていない状況です。生活保護を適用する上で、適用するときに、保有については、十分に検討して、保有を認める場合、保有を認めない場合ということで、決定後に保有の可否について検討することになっておりますので、申請状況において自動車の保有は申請の要件になっておりません。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 いずれにしろ、いわゆる水際作戦というのがないように、生活保護を守っていただくようお願いして終わります。

○大沢芳朋議長 ほかに質疑はありませんか。枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 私も民生費の子育て世帯の支援策について伺います。

これは児童扶養手当を受給している者が対象となるようではありますが、今回メニューが増えてきたのは大変喜ばしいことだと思いますけれども、この申請に当たって、これを知らなかったということではまずいわけですから、この周知の方法として、児童扶養手当を受給している世帯に対して役所から通知を出すのか出さないのか、伺います。

○大沢芳朋議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 このたびの子育て世帯への臨時給付金につきましては、6月分の児童扶養手当が支給される方が基本でありますけれども、この方々に対しては確実に個別通知をいたします。また、要件が拡大されましたので、受給要件に当たると思われる方に対しても、例えば従前に相談を受けたが該当しなかったような経緯がこちらに残っているような方についても、個別に通知をしたいと考えておりま

す。

なお、個別通知のほか、ホームページなど、周知方法についても工夫をしたいと思っております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 そのように対応をお願いいたしまして、実はアパートに入っている人が、市報が届かない人が結構いるんですね。何世帯か私は正確には分かりませんが、ですからせんだってのプレミアム商品券の情報が届いていない人がおられて、アパートのオーナーがそもそもそういうことに対してあまり頓着しない方であったりすると、そこに入居している全世帯が市の情報を受け取れないということになるようであります。今回の趣旨と違うんですけども、メニューが増えたということである一方、プレミアム商品券の購入率、今分かればお知らせください。

○大沢芳朋議長 商工課長。

○鈴木英夫商工課長 6月末時点の購入率でございますけれども、1万100セットくらいですので、50%を超えた状況かなというように思っております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 50%を超えたレベルというのを普通と見るのか、まだまだ足りないとするのか、ここは判断が分かれるところではございますが、市のほうは積極的にLINEなどでも情報を出してはいるんですけども、その情報に接し切れない方がやはり少なからずいるというようなことについて、今この場で私はどうのこうのとは言いませんけれども、ぜひ市役所と市民、税金を払っている市民でありますから、そこがつながれるように対策をぜひ御一考いただきたいなということを申し上げて、

終わります。

○大沢芳朋議長 ほかに質疑はありませんか。棚井裕一議員。

○6番 棚井裕一議員 7款商工費について伺います。

このたびの感染症対策費、それぞれ経営維持、新生活様式対応、それぞれの対策事業費として業種が限られて指定されているような説明でしたけれども、その意図は、県の補助金など県と連携した事業だからなのかどうかも含めて伺います。

○大沢芳朋議長 商工課長。

○鈴木英夫商工課長 まず、市の単独事業であります製造業等持続化支援金につきましては、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業ということで、これは市のほうで単独で決めさせていただいた業種でございます。これにつきましては、この間、様々な製造業の関係者にヒアリングを行った中で、6月に入ってからいろいろと売上げの減少が顕著になってきているというような状況もございますので、これまで市の緊急経済支援措置を行ってこない業種に対して単独で支援をするという考え方で、まず組んだところでございます。

それから、そのほかの新・生活様式対応支援補助金、これはもう大きな予算額で8,400万円ほどございますけれども、こちらにつきましては、やはり議員おっしゃるように県の補助制度と同じような枠組みで進めるということで考えてございまして、宿泊業、飲食業、旅行業、小売業、生活関連サービス業、道路旅客運送業ということで業種を決定させていただいております。

なお、県の推奨する業種の中には道路旅客運送業は含まれておりませんが、上山市と

して、市町村ごとにその業種については考えてもいいですよというお話もございますので、その部分は単独で加えております。

○大沢芳朋議長 棚井裕一議員。

○6番 棚井裕一議員 県と連携する事業については拡大して対応して下さるということで、非常にありがたいと思います。

市単独事業のほう、経営維持のほうなんですけれども、6月に入ってから落ち込みが顕著だという御説明がありました。ヒアリングが行われたということですが、ほかの業種についてはどのような状況なのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○大沢芳朋議長 商工課長。

○鈴木英夫商工課長 ほかの業種と申し上げても、非常に多様な業種がございまして、相変わらず宿泊業、観光業を中心に、非常に状況がよろしくないという状況ではございますが、ただ、観光業、特に宿泊業におきましては、6月下旬からやや持ち直しております、詳しくは観光課のほうで把握しておりますけれども、旅館によっては半分以上まで客が戻ってきているような状況かと認識してございます。

また、飲食業につきましても、特に昼間の部分につきましては、やはり観光業と同じような感覚でございまして、結構人の出入りが多くなっているというようなことで認識してございます。ただ、夜の飲食店からいいますと、なかなかやはりまだまだ人出がないのかなというようなことで考えてございます。

あと、その他の業種につきましては、やはりこれは影響を受けておりますので、全体的に県の制度資金等の借入れなどが増えてきてございますので、なかなか厳しい状況かなというように今のところは考えてございます。

○大沢芳朋議長 棚井裕一議員。

○6番 棚井裕一議員 先日、過日政策として出された商店街などの取組への助成についても、ようやく取組の拡大を見せているということもお伺いしました。その取組もですけれども、今回の取組については、いわゆるまだまだ収束が見えない状況において、いつまで、年度内なのか、それとも期間というのは限定されているのか。あとは、これからもじわじわと影響が拡大する中で、件数の増加に伴って予算の追加措置なども迫られる場合もあるかもしれませんけれども、そういったことも想定なされているのかどうか、お伺いします。

○大沢芳朋議長 商工課長。

○鈴木英夫商工課長 新型コロナウイルス感染症の収束の状況につきましては、誰もがいつまでというところは判断ができない状況かと思っております。そうした中で、市内の各経済業界、御苦労されていることを認識してございますので、いろいろと御意見を伺いながら、必要な対策を今後とも続ける必要があるというふうに思っておりますので、必要に応じて予算の増額は必要かと思っております。

特に、借入資金の無利子貸付については、現在のところかなり予算額に近づいてございますので、今後の補正を確実に行うということで予定してございます。

○大沢芳朋議長 ほかに質疑はありませんか。谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 私のほうも観光のほうでちょっとお聞きしたいと思います。

本市はマスコミでも取り上げられましたが、密ナシュランということで民間の関係団体が大変御苦労なされて、大変すばらしい取組でマスコミにも取り上げられました。それを支えるか

のように、滞在型観光支援をまた市単独で行う事業がこのたび出てきております。

上山市の場合は観光資源に対するエリアの地域が広く、2次交通が大変重要なポイントになると思います。2泊3日以上という商品を掲げて進めるに当たり、この2次交通の安全な取組をまずお聞きしたいと思います。

タクシーやバス、あとはそういった部分での補助もつくわけですので、ぜひその部分の安全対策がどのようになっているか、お示しできるところがありましたらお願いいたします。

**○大沢芳朋議長** 観光課長。

**○佐藤 毅観光課長** 2次交通の安全対策への手だてということでございますが、それぞれタクシーなり、バスなり、あるいはエコー号等もそれぞれの運行事業主ができることからということで、運転席を隔離するためのシートを設置したり、衛生対策等のための消毒液などを配置をしていただいているというふうに認識をしております。

観光の事業に限らず、県の事業、あるいは市の事業等でそういった運輸関係の方に対する支援事業などございますので、ぜひそういった事業を活用しながら運行事業に当たっていただきたいというふうに考えているところです。

**○大沢芳朋議長** 谷江正照議員。

**○1番 谷江正照議員** ぜひよろしく申し上げます。

もう一つ、2次交通の部分でいいますと、本市はツール・ド・ラフランス等、自転車と大いに親和したまちづくりをしております。市のほうでもレンタサイクル等を設定しまして、2泊3日の滞在型といいますと、そういったものの需要も大変高まると思います。これにつきましては7月から条例が出まして、自転車に対し

しては保険の整備等も求められております。これに関して、供給する側に対しても求められているというところがありますが、現在の対応をお示しできるところがありましたらお願いいたします。

**○大沢芳朋議長** 観光課長。

**○佐藤 毅観光課長** 観光案内所のほうに設置するレンタサイクルへの対応ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、観光物産協会のほうでレンタサイクルについて運用していくということで、協会のほうと話を詰めさせていただいているところですが、議員おっしゃられたような保険への対応ということで、今そのレンタル開始に向けて準備を進めているところでございます。

**○大沢芳朋議長** 谷江正照議員。

**○1番 谷江正照議員** ぜひ、大変有効な策ではありますので、自転車も活用していただきながら、使うほうにも保険加入の義務化でございますが、貸し出すほうにもその義務化がございます。あとはヘルメット等々の安全の対策もぜひ万全にさせていただきまして、来たるべきG o T oキャンペーンに備えていただければと思います。

**○大沢芳朋議長** ほかに質疑はありませんか。石山正明議員。

**○2番 石山正明議員** コロナの感染症対策については、市長はじめ積極的に感染防止あるいは事業等の援助も含めて、市独自の事業も含めてやっけていただいているということについて、大変深く感謝を申し上げます。

それで、実は感染症対策の中で一番問題になるのは、私個人的に思っていますのは、お盆の帰省客について、恐らくほかの県外から子どもあるいは孫が帰ってくるであろうと。そういう

中で、市民に対してその感染症の対策について、市としてどのような対応策を取っていくのかをお聞きいたします。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 コロナのほうの対策の部分につきましては、適宜対策本部を開催しながらこの間進めてまいりましたけれども、当然、今石山議員がおっしゃったような帰省への不安というような部分もありますので、その辺につきましても、注意喚起といいますか、そういったことが可能であれば帰省していただかないということも一つの選択肢としては出てくるのかなと思います。県のほうでも同じような動きがありますので、それに合わせた形で対応を考えていきたいというふうに考えております。

○大沢芳朋議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第47号令和2年度上山市一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

日程第5 議第48号 上山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例の制定について

○大沢芳朋議長 日程第5、議第48号上山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第48号上山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、子ども子育て課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○大沢芳朋議長 子ども子育て課長。

〔齋藤智子子ども子育て課長 登壇〕

○齋藤智子子ども子育て課長 命によりまして、議第48号上山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

このたびの改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

家庭的保育事業等は、児童福祉法に位置づけられました市町村による認可事業で、定員や保育の実施場所等によって分類がございいますが、このたび、居宅訪問型保育事業について、保護

者の疾患や障がい等により、養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべきとされたことを踏まえ、省令に沿った改正を行うものであります。

条文の対照表を御覧願います。

改正前の表では、第38条第1項第4号につきまして、居宅訪問型保育の実施が可能な場合を、「母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合」としていたものに加えて、改正後は、下線で示すように、「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」に改正するものであります。

次に、附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○大沢芳朋議長 6番棚井裕一議員。

○6番 棚井裕一議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第48号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま6番棚井裕一議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第48号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 伺いますが、この事業は、本市にその事業者が存在をしていないと利用できないということになると思いますが、まず本市でこういう対象者がいて、どうしたらいいかというときに、市はどのような対応をされるのか。仮に山形市に事業者がいたとして、その事業者を上山に訪問させるということは可能なかどうか、その点について伺います。

○大沢芳朋議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 まず、1点目、本市に事業者があるかどうかということにつきましては、本市に現時点で事業者はございません。

また、ない場合、他の市でその事業者があり、その事業者を利用することができるかということにつきまして、県内の村山管内で認可を受けている居宅訪問型保育事業者はございません。ただ、もしあったとして、例えばそういう保育を必要とする相談者がいて、周辺もしくは本市に事業者がなく、他市を利用したいという場合には、自分の市になくても他市に委託という形で事業をお願いすることができる仕組みでございます。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 現行の保育所においても、他市に対して委託をする制度はあると思います。それと同じようなことだと思っておりますが、事業者がいなければ、こういった対象者がいて

も、何のための改正かということになってくると思うんですけれども、児童相談所の活用とかも市長の選択肢には入ってくると思いますが、事業者が山形市辺りにあっても不思議ではないというか、あって当然だと思うんですけれども、今後の動向を見ながらぜひ丁寧な対応をお願いして、終わります。

○大沢芳朋議長 ほかに質疑はありませんか。
川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 ただいまのやり取りの中である程度把握はできたのですが、今回の文言が加えられた部分について、その該当者数をどのように把握していくのか、行政として把握する方法について改めてお示しいただければと思います。

○大沢芳朋議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 現時点でこのような例えば夜間の保育に対する事業、相談などを受けている方はおりません。例えば、保護者の方が疾病、そして障がい、入院などを要する場合には、保育が必要だとなった場合については、まず優先すべきは認可保育所での一日保育の受入れと考えております。まず、一番には認可保育所での受入れ、あとは場合によって、例えばその乳幼児を保護している保護者の方が夜間に勤務を要する業種もございます。その場合については、勤務先のほうで理解を得て夜間を外していただく、シフトの調整をしていただくとか、あとは家族や親族の支援を受けているものと思われれます。もし、どうしてもそういった支援が受けられないという方については、先ほども議員からもありましたように、児童相談所などと連携、相談をして、必要な支援をしてみたいと思っております。

○大沢芳朋議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第48号上山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第48号議案は原案のとおり可決することに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期臨時会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~  
**閉 会**

○大沢芳朋議長 以上で、今期臨時会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第503回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時49分 閉 会

議 長 大 沢 芳 朋

會議録署名議員 川 崎 朋 巳

同 上 谷 江 正 照

同 上 神 保 光 一



